

在京秋田県高等学校同窓会連合会会則改正

平成 19 年 6 月 1 日

		ページ
1	改正の趣旨	別紙第 1 2
2	新会則	別紙第 2 3
3	運用細則	別紙第 3 6
4	旧会則	別紙第 4 8
5	検討経緯	
19年1月26日	第1回検討会	(目的、改正の必要性、今後の取り進め方)
19年2月20日	第2回検討会	(会則案の逐条検討)
19年3月7日	第3回検討会	(会則の成案、細則の検討及び成案)
19年4月16日	会長報告	(報告後役員配布、検討依頼)
19年5月7日	第2回役員会	(審議後了承)
19年5月20日	委員に郵送配布	(事前検討依頼)
19年6月1日	委員会報告・審議	(了承・施行)

3 会長及び検討委員会メンバー（7名）

（会長） 友成 穂秀 （能代西）

（座長） 畠山 信孝 （能代高）

榎 利美 （秋田南）総括兼書記

和田 武男 （秋田商業）

武藤 正 （大館鳳鳴）

小笠原 了子 （由利高）

大森 正高 （秋田高）

畑山 敏也 （由利工業）

会則改正の趣旨

1 背景

- (1) 現会則は昭和 61 年連合会創立時のものを平成 2 年及び平成 4 年に一部改正し現在に至っている。連合会をより効率的に運営する観点及び多重の解釈を可能ならしめる条項による混乱を回避するという観点から改正する必要がある。
- (2) 交通通信網の発達で故郷である秋田及び各母校への時間距離は連合会創立時とは比較にならないほど短縮されている。県からの要請、母校へのかかわりはより緊密化、活発化しており、今後、秋高連の役割はより重要性を増すと共に、又その方向で活動を活発化しないと存在意義を問われることになる。このために、秋高連はこれらに対応できる体制を整える必要がある。

2 具体的改正事項

- (1) 各条文に項目を入れて会則の形式を整える。
- (2) 委員会を運営委員会に呼称変更し、構成メンバーは各校 2 名を上限とする。
- (3) 最高議決機関である運営委員会の成立条件を明確にする。
- (4) 本会運営の硬直化を避ける為、会長の任期は原則として 2 期 4 年を限度とする旨を明記する。
- (5) 会計及び監査役員を業務実施の実態に合わせて、会計 3 名、監査 3 名とする。
- (6) 年会費 1 万円を明記する。

在京秋田県高等学校同窓会連合会

会則

第1条 (名称)

本会は、在京秋田県高等学校同窓会連合会（略称・秋高連）と称する。

第2条 (目的)

会員相互の親睦を図り、秋田県との緊密な連携をとり、各母校ならびに秋田県勢の発展に貢献することを目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、首都圏に置く。

第4条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦に関すること。
- 2 秋田県政への提言に関すること。
- 3 その他、本会目的を達成するために必要な事業

第5条 (会員)

本会は、秋田県高等学校同窓会在京支部の会員で構成する。

第6条 (運営委員)

運営委員は秋田県高等学校同窓会在京支部より推薦された者とする。

第7条 (役員及び役員の選任)

本会の役員は、運営委員会において原則として運営委員の中から選任する。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
幹 事 長	1 名
副幹事長	若干名
会 計	3 名
監 査	3 名

第8条 (顧問及び相談役)

本会は顧問及び相談役を置く事ができる。

- 1 顧問及び相談役は会員の中から運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 顧問及び相談役は会長が必要と認めた事項についてその諮問に応ずる。

第9条 (役員の職務)

役員の職務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 3 幹事長は会長の指示に従い会務を処理し、副幹事長は幹事長を補佐する。
- 4 会計は本会の会計を処理する。
- 5 監査は本会の会務及び会計を監査する。

第 10 条（役員任期）

- 1 役員任期は、4 月 1 日より 2 年間とし再任を防げない。
- 2 会長の任期は原則として 2 期 4 年を限度とする。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任する迄は、なおその職責に任ずる。

第 11 条（会議及び総会）

- 1 役員会
 - (1) 役員会は第 7 条の役員で構成し、次の(2)及び(3)の各事項を審議する。
 - (2) 運営委員会に付すべき事項の承認
 - (3) 運営委員会の議決を要しない事項の承認
 - (4) 役員会は会長が招集する。
 - (5) 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 運営委員会
 - (1) 運営委員会は秋田県高等学校同窓会在京支部より 2 名を上限として推薦された委員を持って構成し、本会の最高議決機関とする。
 - (2) 運営委員会は、秋田県高等学校同窓会在京支部数の過半数以上の出席により成立し、議決は各支部 1 票とし過半数の同意による。
 - (3) 運営委員が出席できない時は委任状を提出するものとする。
 - (4) 運営委員会の議決事項
 - ア 事業報告及び決算の報告
 - イ 事業計画及び予算の決定
 - ウ 役員を選任
 - エ 会則変更の承認
 - オ その他、本会の運営に関する重要事項
 - (5) 運営委員会は会長が招集する。
 - (6) 運営委員会の議長は、幹事長がこれにあたる。
- 3 総会
本会は必要に応じて総会を開く事ができる。

第 12 条（会費及び会計年度）

- 1 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 年会費は同窓会在京支部毎 10,000 円とする。
- 3 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第13条（細則の制定）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

- 付則
- 1 この会則は、平成19年6月1日から施行する。
 - 2 在京秋田県高等学校同窓会連合会会則(昭和61年6月9日制定)は、平成19年5月31日限り廃止する。

在京秋田県高等学校同窓会連合会会則

運用細則

- 1 会務運営に関する細則
役員会の中に事務局と事務局連絡会を設置する。
 - (1) 事務局連絡会は、会長、筆頭副会長、幹事長、会計を持って構成し役員会に付議する事項を審議する。
 - (2) 事務局は幹事長、副幹事長、会計をもって構成する。
 - (3) 事務局に事務局長を置く。
 - (4) 原則として事務局長の住所をもって会則第3条の本会事務局の所在地とする。

- 2 部会設置
会務執行の円滑化と活性化を図る為、次の部会を設置する。
 - (1) 部会
 - ア 総務部会： 会務執行に関する企画立案等
 - イ 渉外部会： 未加盟組織等に対する渉外活動及び秋田県東京事務所、首都圏秋田県人会連合会との連携等
 - ウ 広報部会： 秋高連よりの情報発信、広報誌、ホームページの立上げ、記載業務、広告主の開拓等
 - エ 財務部会： 会務運営上における財政等に関する事

 - (2) 部会委員
 - ア 各部会の長は副会長が就任し、副部長は事務局（担当）を除く副幹事長が担当する。
 - イ 各部会の構成は部会長、副部会長のほかに運営委員を持って構成する。

- 3 表彰に関する事
 - (1) 表彰対象者は通算3期6年以上を必要条件として、役員会で別に審議する
 - (2) 表彰状及び記念品をもってその労を称える。

- 4 慶弔に関する事
 - (1) 役員、運営委員及び元役員を対象とし、本人の場合に限り下記のとおりとする。
 - ア 在任中の死去の場合は弔電及び香典（一万円）とする。
 - イ 元役員及び元運営委員の場合は弔電のみとする。
 - (2) 慶事の場合は祝電のみとする。

- 5 会則の解釈
 - (1) 会則第10条1項 任期途中で交代した時の当該任期は残余の期間とする。
 - (2) 会則第11条2項 運営委員会

運営委員会は本会唯一の議決機関であり、決議事項は各運営委員を通じて出身在京支部に周知するものとする。

(3) 会則第 11 条 3 項 総会

毎年一回開催される所謂全体総会においては、前記(1)に鑑み、会務、決算、予算等の詳細報告を省略できる。従って全体総会は会員相互の親睦を主眼として開催する。

(4) 会則第 12 条 会費

運営委員、役員等の会議、親睦旅行等、その他の会費は参加者よりその都度徴収する。

付則 この運用細則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

在京秋田県高等学校同窓会連合会（旧会則）

- 第1条 本会は、在京秋田県高等学校同窓会連合会（略称・秋高連）と称する。
- 第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。
- 第3条 本会は、秋田県高等学校同窓会在京支部の会員を以て構成する。
- 第4条 本会は、会員相互の連絡を密にし、その親睦を図り、秋田県との緊密な連繫をとり、各母校並びに県勢の発展に貢献することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、必要に応じて行事を行なう。行事は在京支部の代表者（委員）による委員会の議を経て之を定める。
- 第6条 本会に、次の役員を置く。役員は委員中から選出する。
- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 幹 事 長 | 1 名 |
| 副幹事長 | 若干名 |
| 会 計 | 2 名 |
| 監 査 | 2 名 |
- 第7条 会長は、本会を代表し、本会を統轄する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは之を代理する。
幹事長は、会長の指示に従い会務を処理し、副幹事長は幹事長を補佐する。
役員は役員会を構成し、本会の重要事項を審議する。
会計及び監査は、各々その職務を担当する。
- 第8条 役員任期は、4月1日より2年間とし再任を防げない。
- 第9条 役員は、任期満了後でも、後任者が就任する迄は、なおその職責に任ずる。
- 第10条 本会に、顧問及び相談役を置くことが出来る。
顧問及び相談役は、正、副会長が推薦し、委員会の承認を受けるものとする。
- 第11条 本会は、毎年1回委員会を開き、次の事項を審議する。
1. 行事報告
 2. 決算の承認
 3. 予算の承認
 4. 役員を選任
 5. その他重要と認める事項
- 第12条 本会は、必要に応じ総会を開くことが出来る。
- 第13条 役員会及び委員会は、必要の都度会長がこれを招集する。
- 第14条 すべての会議の議長は、会長が之に当る。
- 第15条 本会の経費は、委員会において決定する会費及び寄付金、その他の収入をもって之に充てる。
- 第16条 本会の会計は、4月1日に始まり3月31日に終る。
（付則）
1. 此の会則は、昭和61年6月9日に制定する。
 2. 此の会則の一部改正は、平成2年6月28日より施行する。
 3. 此の会則の一部改正は、平成4年4月1日より施行する。
 4. この会則は、平成19年5月31日限り廃止する。